

香芝市告示第130号

香芝市一般廃棄物処理業許可取扱要綱を次のように定める。

令和6年11月11日

香芝市長 三橋和史

香芝市一般廃棄物処理業許可取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、香芝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成11年規則第2号。以下「規則」という。）第17条の規定に基づき、一般廃棄物収集運搬業（これらの業のうちし尿に係るものを除く。以下同じ。）の許可基準等の細目及びこの業の許可を受けた者（以下「処理業者」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(許可申請の添付書類)

第2条 規則第7条第1項第9号の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 使用車両の自動車検査証の写し、自動車損害賠償責任保険証明書の写し及び自動車任意保険証明書の写し並びに車両の正面・側面・後面の写真（写真は、ナンバープレート及び香芝市が交付する一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている旨を表示する標章が判別できるものであること。）
- (2) 納税証明書及び申告書の写し（法人にあっては納税証明書又は決算報告書）
- (3) 保険関係書類（個人にあっては国民健康保険料納税証明書、法人にあっては社会保険加入関係書類等）
- (4) 事業所又は営業所の写真
- (5) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類
 - イ 許可の更新に係る申請 排出事業所（予定）箇所一覧表（市長が特に必要があると認めるときは、ロに定める書類）
 - ロ イ以外の申請 排出事業所との契約書の写し又は排出事業所より一般廃棄物の処理を請け負うことの証明書（許可後、速やかに排出事業所との契約書の写しを提出すること。）
- (6) 運転免許証の写し
- (7) 業務を実施する場合の使用車両の運行図
- (8) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第5項第4号に該当しない旨を記載した書類（一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者に限る。）
- (9) 申請者が他の市町村長の法第7条第1項の許可を受けている場合は、当

該業の許可証の写し

(10)法令及び許可条件を遵守し、誠実に業務を行う旨を記載した誓約書（別記様式）

(11)その他市長が指示するもの
（許可基準）

第3条 規則第8条第1項第3号の市長が特に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 使用車両の最大積載量は、1台につき0.35トン以上4トン以下とし、すべて機械ごみ収集車を原則とすること。ただし、特別の事情により他の車両を使用する場合は、承認を得ること。
- (2) 処理施設に搬入する廃棄物の量は、市長の認定した量を超えないものであるとともに、香芝市内（規則第7条第3項ただし書に規定する王寺町の区域で収集した一般廃棄物の積卸しの許可（以下「積卸許可」という。）にあっては、王寺町内）以外において収集した一般廃棄物を香芝市の処理施設に搬入しないこと。
- (3) 車両標識については、両側面に処理業者の氏名（法人にあっては名称）を表示し、及び香芝市が指定する一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物運搬業の許可を受けている旨を表示する標章を貼り付けること。この場合において、標章の作成に要する費用は、処理業者の負担とする。
- (4) 車両は、許可後他の用途と混用するおそれのないものであることとし、常に整備し、良好で清潔な状態を確保すること。
- (5) 収集した廃棄物は、市長の指定する処理施設に搬入するものとし、搬入については、市長の指定する日程及び時間とすること。
- (6) 業務を実施する場合の車両の走行経路については、事前に市長の承認を得ること。
- (7) 収集、運搬及び搬入については、市長の指示する収集形態（分別収集）とすること。
- (8) 保管容器及び積載容器（コンテナ等）については、静置又は作業中に廃棄物が飛散し、及び流失し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものとし、使用目的に適合した数量を十分に具備すること。
- (9) 無蓋車両のシート類は、十分に大きいものを使用し、ロープその他所要付属品（予備品を含む。）を常備すること。
- (10) 使用車両は、原則として自ら所有していること。
- (11) 所有車両に適合した保管場所を有すること。また、保管場所の使用に対する権利を有すること。

(12)放流先に支障のない洗車施設（水栓付）を有すること。

(13)その他市長が特に必要と認める事項

（保証金の納付）

第4条 許可を受けた者（積卸許可のみを受けた者を除く。）は、許可の日から7日以内に保証金30万円を納付しなければならない。

2 処理業者は、保証金を納付した後でなければその営業を行うことができない。

3 保証金は、許可の期間中市長が保管し、保管中に対する利息は付けない。

4 保証金は、処理業者が引き続いて許可の更新を受けたときは、引き継ぐものとする。

（保証金の充当）

第5条 処理業者が、香芝市に対して損害を及ぼし、又は納付すべき金額を納付しなかったときは、保証金をこれに充当するものとする。

2 前項の規定により、保証金を充当したために生ずる保証金の不足額は、直ちに納付しなければならない。

（保証金の返還）

第6条 保証金は、香芝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成11年条例第2号）第19条第2項の規定により処理業者の許可期間が満了したとき又は規則第11条の規定により廃止の届けがあったとき若しくは規則第12条の規定により許可が取り消されたときは、返還する。

（許可の取消し及び停止）

第7条 規則第12条第1項第5号の市長が特に定める事項は、次のとおりとする。

(1) 香芝市内（積卸許可にあつては王寺町内）以外の一般廃棄物を香芝市の処理施設に搬入したとき。

(2) 産業廃棄物を香芝市の処理施設に搬入したとき。

(3) 香芝市の指示に従わなかったとき。

(4) 第5条第2項の規定による保証金の不足額を納付しなかったとき。

(5) 不当に高額料金を要求し、又は受け取ったとき。

(6) 公序良俗に反する行為をしたとき。

(7) その他市長が悪質な違反行為をしたと認めたとき。

（停止に至らない違反行為に対する処置）

第8条 市長は、停止に至らない違反行為について、必要があると認めたときは、処理業者に対し書面又は口頭で警告又は注意をすることができる。

（実地調査）

第9条 規則第9条第1項の实地調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 許可申請書の記載事項及び作業実施計画との相違の有無
- (2) 作業実施に当たり、法令の規定に違反する事項の有無
- (3) 環境衛生上必要と認める事項
- (4) その他市長が必要と認める事項
(帳簿の記載等)

第10条 処理業者は、1月を単位として、その月に行った業務の状況を帳簿に記載しておかなければならない。

2 前項の帳簿は、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければならない。
(契約書台帳)

第11条 処理業者は、契約関係書類を整備しておかなければならない。
(その他)

第12条 この基準に定めるもののほか、許可に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱（以下「新要綱」という。）は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 新要綱の施行の際現に香芝市一般廃棄物処理業許可取扱要綱を廃止する要綱（令和6年11月11日施行）による廃止前の香芝市一般廃棄物処理業許可取扱要綱第4条第1項の規定により納付された保証金は、新要綱第4条第1項の規定により納付されたものとみなす。

別記様式（第2条関係）

誓 約 書

私は、この度一般廃棄物収集運搬業の許可を申請するに際し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令及び関係省令並びに香芝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び香芝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則等並びに許可条件を遵守し、迷惑をかける事のないよう下記のとおり誓約します。

年 月 日

香芝市長

住 所
氏 名
電 話 番 号

記

- 1 私は、一般廃棄物収集運搬業者として、その公共性を自覚し、適正な勤務の遂行に努めるとともに、貴市の指導に従い、市民に迷惑をかけるようなことはしません。
- 2 業務の実施に当たり第三者に損害を与えた場合は、私の責任において解決します。
- 3 社会的条件等の変化により、自らの営業を維持することが困難となったときも、一切の補償を要求しません。
- 4 本誓約に違反した場合は、いかなる処分を受けても異議はありません。

以 上